資料４

京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故について

１．事故の概要

発 生 日 時：平成２０年１２月８日(月) ２１時頃
発 生 場 所：京都府京都市左京区高野西開町
建 物 概 要：昭和６３年５月１０日完了検査済証
鉄筋コンクリート造５階建て　共同住宅（分譲）
負 傷 者：１名（重傷：骨盤骨折）
事 故 概 要：１階からエレベーターに乗った女性が４階で降りようとしたところ、扉が開いたまま下降。女性は腰部を挟まれ、骨盤を骨折した。
（報道等による）

２．エレベーターの概要

製 造 者：東芝エレベータ株式会社
保 守 会 社：東洋昇降機株式会社
駆 動 方 式：間接油圧式（別添参照）
用 途 ・ 定 員：乗用６人乗り
積 載 量：４５０kg
電 動 機 容 量：１１kW
定 格 速 度：４５m/min
確認済証年月日：昭和６３年５月１９日
完了検査済証年月日：昭和６３年５月２６日
建築基準法第12条第3項に基づく定期検査
：平成２０年３月６日　（判定結果　特記事項なし）
保守管理契約に基づく定期点検
：１ヶ月毎に実施（前回、平成２０年１１月２５日）

３．これまでの対応経緯

平成20年12月

8日　21時頃　京都市左京区のマンションにおいてエレベーター挟まれ事故発生。

9日　16時頃　京都市都市計画局建築審査課より京都府警下鴨警察署宛て調査協力を要請。京都市の依頼を受け、下鴨警察署は調査協力を受け入れる旨回答。

10日 13時～　警察の協力の下、特定行政庁である京都市が建築基準法第12条第6項に基づく立入検査を実施。（国土交通省（国土技術政策総合研究所、近畿地方整備局）及び昇降機の専門家が立ち会い。）
以後、11日及び12日にも、京都市が立入検査を実施。

15日　午後　事故機と同型の東芝エレベータ㈱製間接油圧式エレベーターについて緊急点検を行うよう通知。報道発表。
22日10時～　京都市が立入検査を実施。
26日10時～　京都市が動作確認後に運転復旧。

4．これまで確認されたこと

平成20年12月8日に京都市左京区の共同住宅にて発生したエレベーター挟まれ事故に関し、京都市からの報告、並びに東芝エレベータ株式会社、国土技術政策総合研究所及び昇降機の専門家への聞き取りによって確認されている事柄は以下のとおり。

（１）事故機の状態等について

①かごの位置は４階の着床位置から約2,600mm下がった位置で非常止めの作動により停止していた。（写真１）
②プランジャーは最下階の位置まで降りている状態で、圧力ゲージは０キロ（プランジャーに圧力がかかっていないことを示す）だった。（写真２）
③主索は緩んだ状態であった。
④主索が緩んだことにより、動力を自動的に切る装置及びかごの降下を自動的に静止する装置が作動していた。

※今回東芝エレベータ㈱製エレベーターに設けられている装置（かごセーフティ）はロープが緩んだ場合や切れた場合に作動し、動力を切るとともにエレベーターのレールを機械的に把持するものである。本装置が作動した場合、かごは即座に静止する。

⑤通常のオイル漏れ（通常、プランジャーとシリンダーの摺動部は、プランジャーの円滑な摺動のために少量の油が漏れる構造となっている。）を受ける缶（リークオイル缶）には、約１５リットルの油が溜まっていた。（写真３）
⑥シリンダー周辺への油の飛散はみられなかった。
⑦リレーの溶着はみられなかった。

※上記①～⑤は、平成20年12月10日の東芝エレベータ株式会社への聞き取り、並びに国土技術政策総合研究所及び昇降機の専門家の報告、⑥は、平成20年12月10日の国土技術政策総合研究所及び昇降機の専門家の報告、⑦は、平成20年12月12日の東芝エレベータ株式会社への聞き取りによる。

（２）その他事故機に関する情報

①本事故機は約20年稼働しているが、過去の不具合の記録は平成14年に、ガイドレールのワセリン（摺動のためのオイル）が凝固していたためにかごの振動及び異音が発生するというものであった。（凝固部分を除去し、ワセリンを再塗布して対応。）
②プランジャーとシリンダー間のゴムパッキンの交換間隔は使用頻度によるが、通

常は10年程である。今回は昭和63年の設置時から一度も交換していない。
③本事故機を含む同型機(CH11)の制御バルブはアメリカのマクストン社製である。
④東洋昇降機株式会社への、技術者向け保守点検マニュアル等の情報提供は行っていない。管理者向けの取扱説明書は提供している。
⑤保守契約は、平成20年10月1日より東芝エレベータ株式会社から東洋昇降機株式会社に変更。これまで10月及び11月に点検を行い、インターホンの不通及びドアワイヤー等の取替え必要以外の異常はみられなかった。
⑥前回の点検の際、油の量についてはパワーユニットタンクの油量計の目盛りで確認し、適正範囲内であった。油の漏れのないことも確認している。
⑦1階から4階まで乗り4階で戸が開いて左足から下りようとしたら、かごがすーっと下がった。

※上記①～④は、平成20年12月10日の東芝エレベータ株式会社への聞き取り、⑤及び⑥は、平成20年12月12日京都市による東洋昇降機株式会社への聞き取り、⑦は、平成20年12月18日東芝エレベータ株式会社が被害者のお見舞いに行った際の被害者の証言による。

5．国土交通省の対応

引き続き、京都市、（財）日本建築設備・昇降機センター及び東芝エレベータ株式会社を通じ、事故の状況等について情報を収集（警察の鑑定状況について、京都市に情報提供を依頼している。）し、事故発生メカニズムについて検証を行うとともに、必要に応じ再発防止策の検討を行う。

別　添

間接油圧式エレベーターの構造
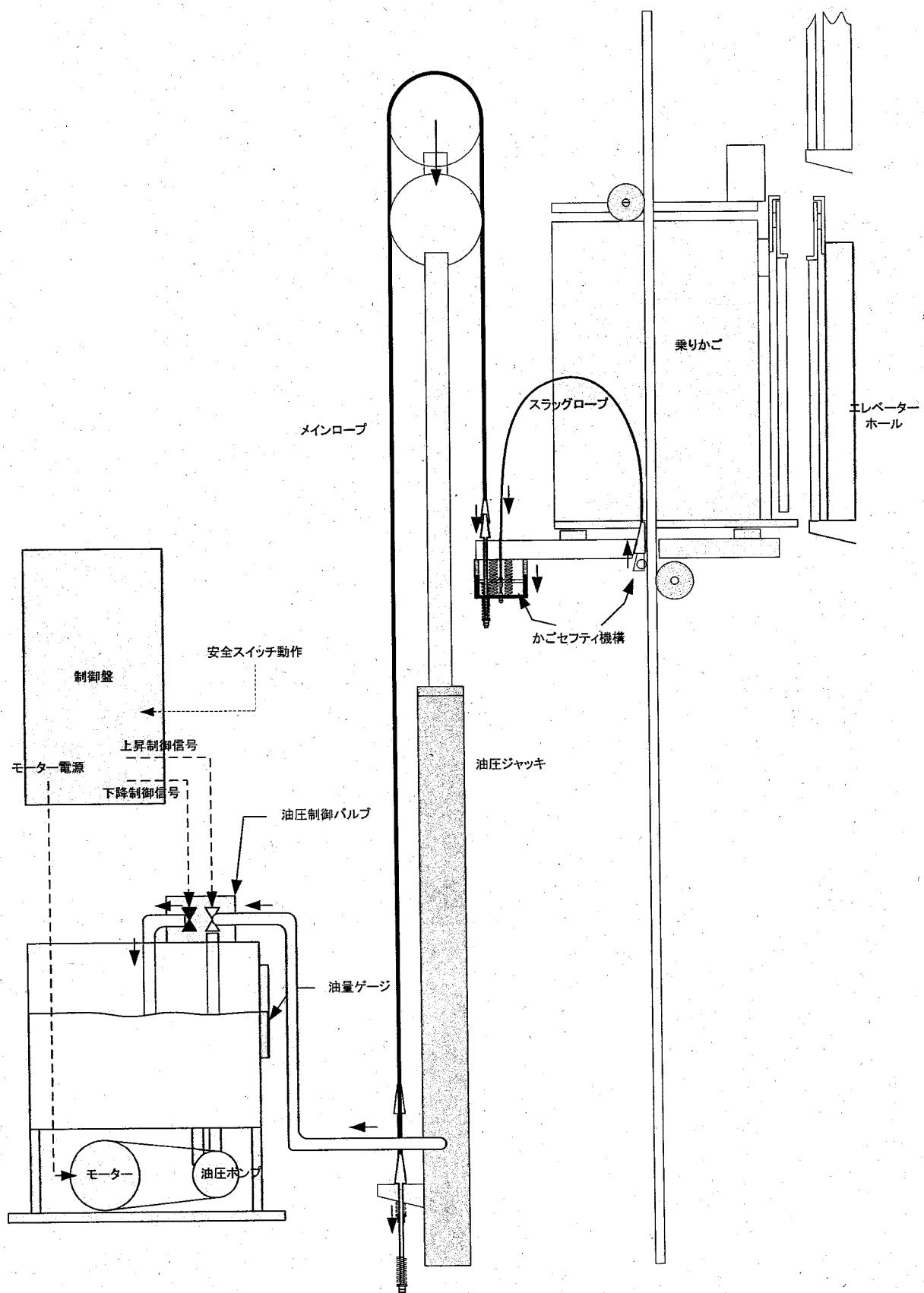
【写真１】かごは４階着床位置から約 2,600mm 下がった位置で停止していた。

【写真２】プランジャーは最下階（１階）の位置まで降りている状態であった。

【写真３】通常のオイル漏れ（通常、プランジャーとシリンダーの摺動部は、プランジャーの円滑な摺動のために少量の油が漏れる構造となっている。）を受ける缶（リークオイル缶）には、約１５リットルの油が溜まっていた。
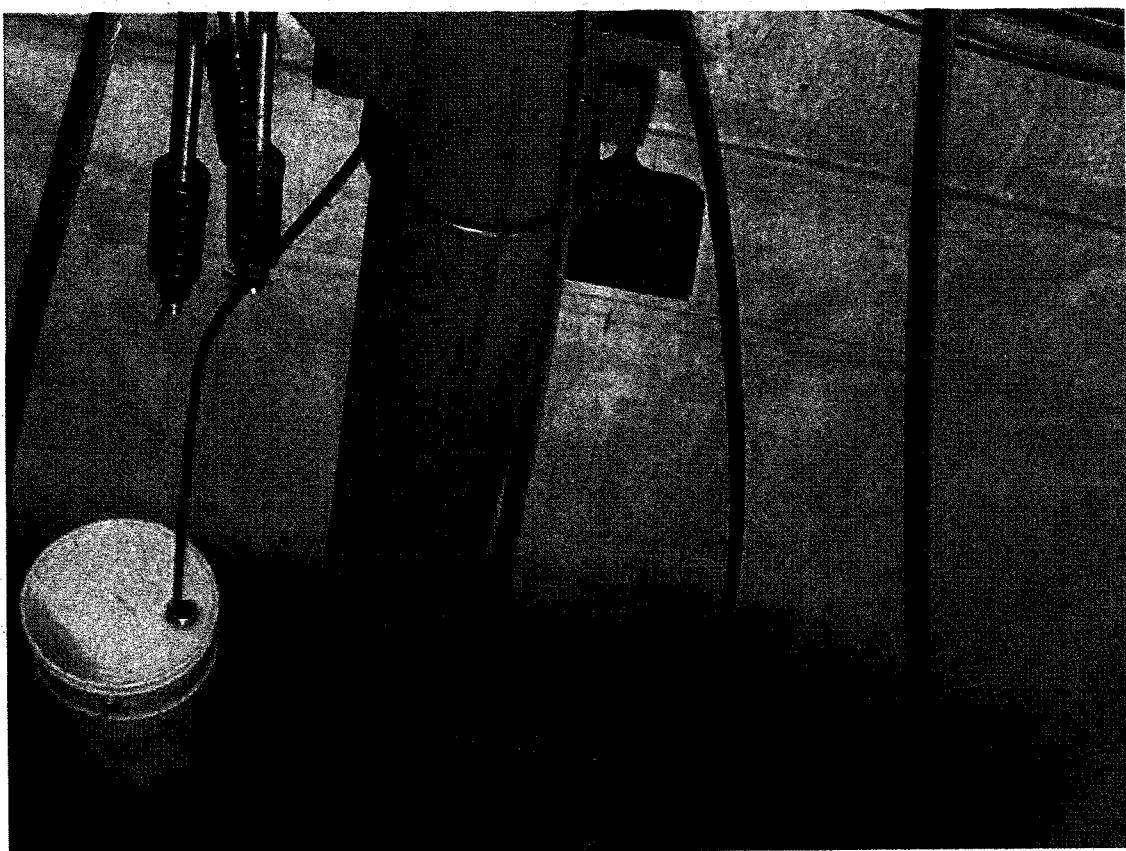
国住指第3710号
平成20年12月15日

各都道府県建築主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東芝エレベータ(株)製 間接油圧式エレベーターの緊急点検について

平成20年12月8日(月)に京都市左京区の共同住宅において、東芝エレベータ(株)製間接油圧式エレベーターで扉が開いたままかごが下降し、利用者が腰部を挟まれ骨盤を骨折するという事故が起きたことは誠に遺憾である。

今回の事故の原因は調査中であるが、今般、東芝エレベータ(株)製の事故機と同型のエレベーターについて緊急点検を実施することとしたので、下記により建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な措置を講じられたい。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

１．対象となるエレベーターの特定

特定行政庁は次の方法等により対象となるエレベーターを特定すること。

(1) 別に送付するリスト

(2) 法第12条第3項に基づく定期検査報告書の確認

(3) 国、特定行政庁等の建築物については計画通知等の確認

２．点検等の依頼

特定行政庁は、建築基準法第12条第5項に基づき、当該エレベーターの所有者等に対し、同法第12条第3項の検査又は同条第4項の点検に準じた点検を行い、特定行政庁に報告するよう求めること。この際、間接油圧式エレベーターの運行制御を行っている制御盤、油圧ユニット等が正常に作動しているか等について慎重に確認するよう求めること。

また、当該エレベーターに問題があった場合、直ちに改善指導すること。

３．国土交通省への報告

都道府県におかれては、点検の実施状況について、貴管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成21年1月30日（金）までに、別紙様式により当職まで報告すること。

平成20年12月10日（水）朝日新聞記事（朝刊第39面）

エレベーターに挟まれ大けが 京都のマンション

京都市左京区高野西開町のマンション「フレックス高野」（5階建て）で8日午後9時ごろ、住人の女性(50)が4階でエレベーターを降りかけたところ、ドアが開いたまま降下したエレベーターの天井と床の間に右足を挟まれ、骨盤が折れる1カ月の大けがをした。

下鴨署は業務上過失致傷の疑いでエレベーターの管理状況などを調べている。

同署によると、マンション住人の通報で消防が駆けつけ、約20分後に助け出して病院へ運んだ。

エレベーターは、東芝エレベータ社製の6人乗り（450㌔）の油圧式で、88年6月に納品された。点検を請け負っている会社によると、11月の定期点検で異常はなかった。東芝エレベータによると、全国で約2千基の同型機が稼働しているが、大きな事故例はない。

情報提供　平成20年12月16日（火）朝刊　各社報道記事

読売新聞 37面

エレベーター事故で緊急点検実施を指示

京都市左京区のマンションで今月8日夜、扉が開いたままエレベーターが突然降下し、女性(50)が床とのすき間に右足を挟まれて重傷を負った事故があったため、国土交通省は15日、東芝エレベータ（東京）製の同型機約4700基について緊急点検を実施するよう自治体に指示した。対象機は油圧を利用してかごを上下させる油圧式で、1979～98年に販売された。

朝日新聞 37面

■エレベーター点検要請

京都市左京区のマンションでエレベーターのドアが開いたままかごが降下し、女性が骨盤骨折の重傷を負った事故を受けて、国土交通省は15日、事故機と同型の東芝エレベータ（東京都品川区）製の油圧式エレベーターの安全性を緊急点検するよう全国の自治体に要請した。

日本経済新聞 43面

エレベーター一斉点検へ

京都の事故で国交省指示

京都市のマンションでドアが開いたままエレベーターが降下し、女性が重傷を負った事故を受け、国土交通省は十五日、事故を起こした東芝エレベータ（東京・品川）製の同型機を緊急点検するよう全国の自治体に通達した。一九七九―九八年に約四千八百基が出荷され、五―六階までの建物で使われているという。

毎日新聞 28面

エレベーター 4768台緊急点検

京都事故で国交省

京都市のマンションで開扉中降下したエレベーターと床の間に女性が挟まれた重傷事故を受け国土交通省は15日、事故を起こした東芝エレベータ製（88年製造）と同型の間接油圧式エレベーターについて、都道府県に緊急点検を指示した。全国4768台の出荷記録があり、中層（5階）以下の建物に使われていることが多いという。

国交省建築指導課によると特に▽エレベーターの運行を管理する制御盤▽かごを昇降させる油圧ユニット――の重点チェックを指示。09年1月30日までの報告を求めた。事故機は東洋昇降機（京都市）が管理。事故前の11月25日の1カ月点検で同社は「異常はなかった」としていた。【高橋昌紀】